

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月28日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	十河直
同	里石明敏

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和6年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
警務部	
総務課	令和7年1月21日
広聴・被害者支援課	〃
企画課	〃
警務課	〃
留置管理課	〃
監察課	〃
会計課	令和7年1月22日
厚生課	令和7年1月21日
情報管理課	〃
生活安全部	
生活安全企画課	令和7年1月22日
人身安全・少年課	〃
生活安全捜査課	〃
サイバー犯罪対策課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
刑事部	
刑事企画課	令和7年1月22日
情報分析捜査課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
交通部	

交通企画課	令和7年1月17日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
警備部	
公安課	令和7年1月17日
外事課	〃
警備課	〃
機動隊	〃
警察学校	令和7年1月21日
東かがわ警察署	令和7年2月26日
さぬき警察署	〃
高松東警察署	〃
小豆警察署	令和7年1月15日
高松北警察署	令和7年2月26日
高松南警察署	令和7年1月16日
坂出警察署	令和7年1月9日
高松西警察署	令和7年1月16日
丸亀警察署	令和7年1月9日
琴平警察署	令和7年2月26日
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項は認められなかった。